

改正宅建業法対応！

## 平成30年度 「既存住宅状況調査技術者講習」開催のご案内（新規）



宅建業法の改正により既存住宅状況調査が法律的に位置づけられ、この業務を行うのは一定の講習を修了した建築士と規定されました。

この度、（一社）日本建築士事務所協会連合会は、既存住宅状況調査技術者講習登録機関として国土交通省に登録され、本会にて講習会を開催いたします。

既存住宅状況調査業務は、建築士事務所のその他業務として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されます。このような業務を行うにあたっての基礎的講習となりますので、建築士事務所並びに建築士の業務の拡大のために、この機会にぜひ、ご受講ください。

### ※宅建業法の改正によりインスペクション業務がますます重要となります

平成28年6月に宅地建物取引業法の一部が改正され、既存住宅のインスペクションが法律的に位置づけられました。これにより、既存住宅の売買時に、買主に対する重要事項説明として、「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられます。この既存住宅状況調査を登録期間の講習を修了した建築士と規定されました。

#### 《受講のメリット》

- ・平成30年4月施行の改正宅建業法の建物状況調査に対応
- ・既存住宅売買瑕疵保険の加入に際してのメリット
- ・インスペクション業務について、幅広く解説
- ・これからインスペクション業務を始める人にもわかりやすく解説
- ・建築CPD情報提供制度の認定プログラムになる予定

#### 《講習案内》

**主催** 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（国土交通省既存住宅状況調査技術者講習 登録第5号）  
**運営主体** 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会  
**講師** 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会員  
**テキスト** 「既存住宅状況調査技術者」講習用テキスト

**受講対象**： 建築士法第2条第1項に規定する建築士（一級、二級、木造）

**受講料**： 21,060円（税込）[テキスト代、登録料、登録証カード発行等含む]

**会場**： （一社）神奈川県建築士事務所協会 会議室

横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル2階 TEL 045-228-0755

**開催日時**： 平成30年5月24日（木） 受付10:00～ 開講10:30～18:00

**定員**： 30名（先着申込み順とします）

**講習種別**： 新規講習 会場コード A1412

**申込受付期間**： 平成30年5月17日（木）